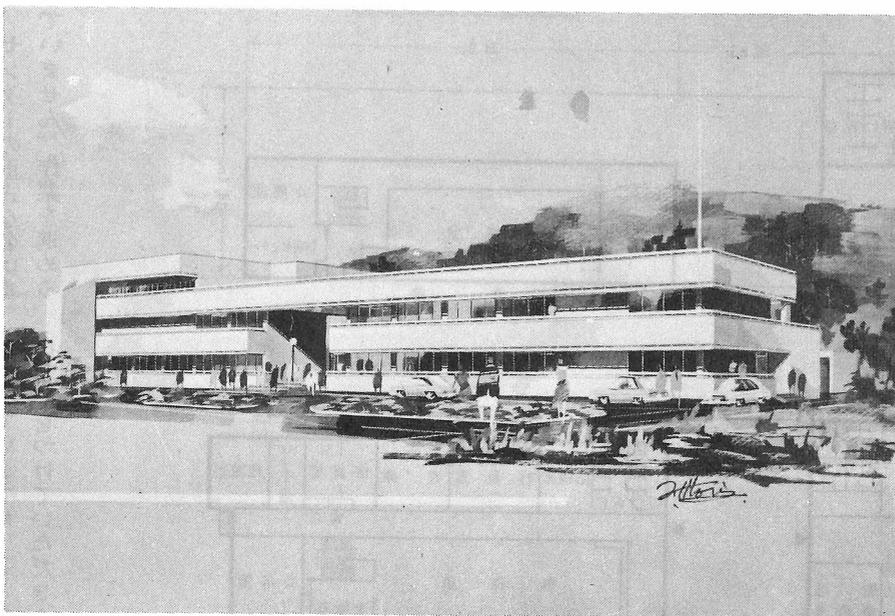


第4回臨時議会

センター用地の取得を議決 建設委員会も組織



【センターと庁舎の完成予想図】

第四回臨時議会は八月二七日招集され、会期を一日と決め提案議案の全部を原案どおり可決、振興センターと庁舎の建設について、全議員で組織する建設委員会を設け午後閉会した。

この議会は、センターと庁舎建設に伴う用地取得の議決が主な案件であり、このほか佐井村振興センター設置条例、専決処分報告の二件であった。

七、一二四㎡で
一、六一〇万円

この建設に賛成され、用地の売り渡しを約束されているのは次の人達です。ご協力に対し感謝申し上げます。(敬称省略)

建設委員会を組織

この議会では、全議員によるセンターと庁舎の建設に伴う「建設委員会」を設け、この中に常任委員会も設けた。そのメンバーは次のとおりです。

委員長 石沢多佳樹、副委員長 東出昇、委員 樋口忠義、同奥本文男、同松沢勝雄、同木部物太郎

振興センター設置条例

センター建設に伴い、その条例を設けなければならないもので、目的や設置場所等を決めた。

旅費条例を改正

この条例改正は、職員が研修のため出張した場合の旅費額を決めたものです。

今まで普通旅費が支払われていたが、研修に限り日額の打ち切り旅費にしたものです。

振興センターいよいよ着工

総事業費六千五十三万円

山村後進地域から脱皮するため産業教育や社会教育などで地元産業を振興させる一方、社会福祉老人福祉を目的として建設するがこの振興センターです。

農林省では、山村振興法の指定地域になつていて全国の山村地域にセンターを設置し、先進地域なみに振興させようという目的で、この事業を計画しているものです。幸い、ことは青森県ではじめてわが村に設置することが認められたものです。

この建物は、鉄筋コンクリート三階建てで、一〇三三㎡(約三三三坪)総事業費は約六千万円で、国と県の補助金が約四千万円、起債約一千万円、村負担が一千万円で、このうち四六年度は約四〇％を施行する予定です。

建物の内部は図のとおりですが、研修室、実習室、図書室など八つの室からなり、
農林水産物加工実習室では、ワカメ、コンブ、イカ、コウナゴなど水産物の加工実習や、山菜や野菜などの農産物、林産物の加工など広く皆さんに利用していただき冬期間の副業指導も計画されています。

また、このほか、生活改善に関する保存食、栄養食、離乳食などの実習も折り込まれています。

生活改善研修室では、消費生活講座や生活改善相談、家庭教育学級、婦人学級などが計画されています。

産業技術研修室では、農林漁業に関する各種相談と技術講習会、青年学級などが計画されています。宿泊研修室(二六帖間)では各種宿泊研修、花道・茶道教室、老人のいこいの場として利用する計画です。

二階の総合研修室では、各種団体の総会や集会、村民の映写会、こどもたちの室内のあそび場のほか、室内の各種スポーツ等が計画されています。

健康生活相談室では、血圧測定や乳幼児の検診、各種健康相談等、図書室では、大人、こどもを問わず、広範囲な図書を備えつけ、みなさんの教養を高める一方、村の貴重な資料を展示する予定です。

センターに名前を

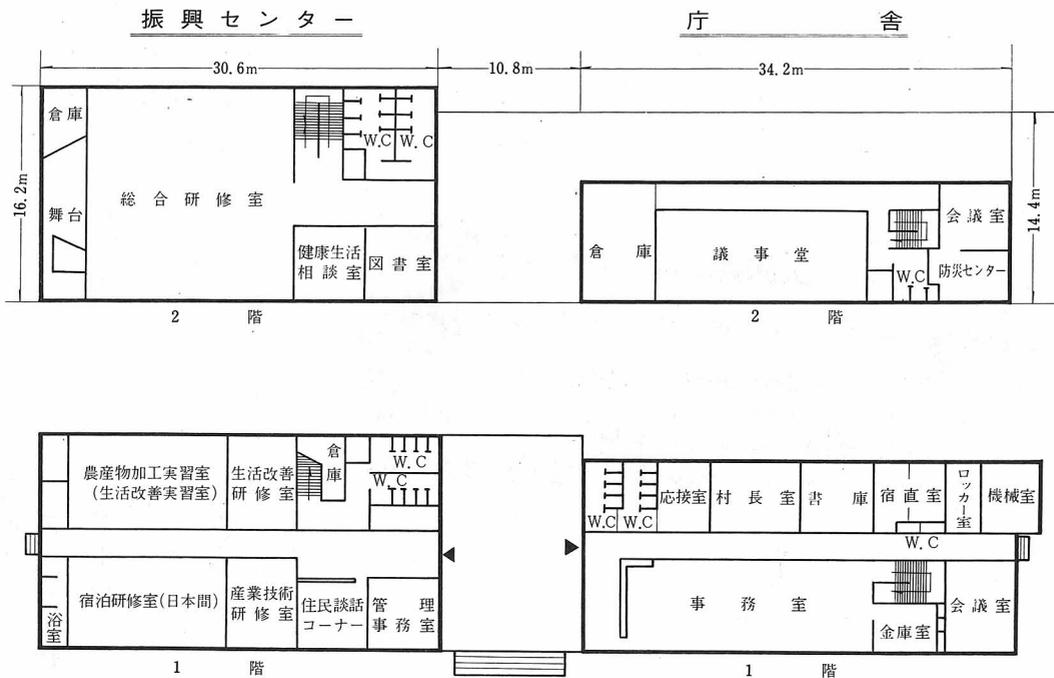
この計画がたてられ、設計とか

国、県との協議で今日の着工となったが、センターの正式な名はまだ決めていません。作業を進める

上では「振興センター」ということにしていますが、ここで皆さんに名前をつけていただきたいと思

います。

この建物の目的にふさわしい、だれにもなじみやすい名前をつけたいと思っています。みなさんのなかで、よい名前をお考えの方は総務課までご連絡ください。



庁舎は

八千二百万五千元

窓口事務を一本化に

現庁舎は昭和十三年頃に新築されたものですが、面積がせまく、しかも古くなつてきていることから、センター建設を機会に庁舎も新築することになりました。これも鉄筋コンクリート二階建てで八一四㎡(約二四六坪)、このほか、車庫一七五・五㎡(約五三坪)も建設の予定です。

室別は図でもわかりますが、事務室を広くし、冬期間はスチーム暖房ですから、今の庁舎のように事務室と廊下の温度が違うということはなく、どこでも同じ温度で皆さんにサービスすることができ

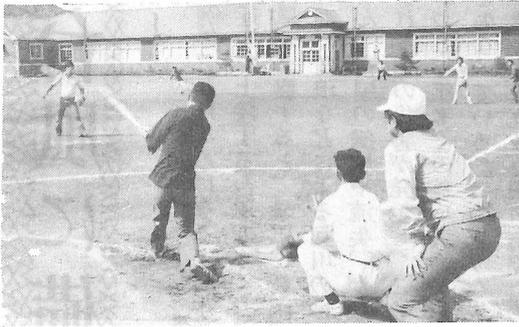
ます。
財源内訳は、三千万円が起債で残りは村費ということになり、全体の四〇％をこし施行する予定です。

青年スポーツ大会

長後が二年連続優勝

八月一七日、第二回連合青年団スポーツ大会(ソフトボール)が佐井小学校グラウンドで開かれた。出場チームは原田、矢越をのぞく六チーム。決勝では長後チームが一五対三で佐井チームを下し、二年連続優勝をかぎった。

大会当日は、若者のスポーツを祝福するかのような雲一つない好天。参加団員は約一〇〇人、九時開会、佐井チームと福浦チームの第一戦から火ぶたが切られ、佐井は福浦を四対二、磯谷を三対二でやぶり決勝へ。長後は牛滝をやぶり決勝へ。決勝戦は正午、若者のエネルギーが爆発してか昼食をとるのも忘



【大会光景】

れての試合。お互いがツプり四つに組んだ試合と予想されたが、予想はずぐうらぎられた。回が進むにつれ長後の強さが発揮され、ホームランを含む大量一五点をあげ佐井を一方向的に下した。佐井は三点のみに終った。

優勝の長後チーム「おめでとう」おしくも準優勝の佐井チーム以下他のチームに対して「よく頑張った。」「来年もまた頑張つてほしい」と申し上げたい。このような大会は年一回ということではなく、機会あるごとに開き、佐井のスポーツ振興と体力向上、青年の交流にためてほしいものです。



【優勝の長後チーム】

福祉年金が改善されます

七〇歳以上のお年寄りや、心身障害者、母子世帯の方などに支給されている「福祉年金」が改善されます。

- まず、年金額の引き上げは、
- 一、老齢福祉年金が、月二千元から二千三百円に
- 二、障害福祉年金が、月三千百円から三千四百円に
- 三、母子・準母子福祉年金が、月二千六百円から二千九百円に、それぞれ今年の一〇月から月額三百円引き上げられます。

また、今度の改正で注目されることは、ねたきり老人など体の不自由な人には、満六五歳から老齢福祉年金が支給されることになったことです。これは、目・口・耳・手足の障害、そのほか結核、精神障害などあらゆる病気やケガによるもので、日常生活が著しく不便な人が対象になります。こうした人が五年も早く支給されることは非常に喜ばしいニュースです。

福祉年金は全額国庫負担であるため、うけている本人や扶養義務者に一定以上の収入があると支給されないことになっていますが、この制度も今年度からある程度ゆるめられました。

これまで、老齢・障害福祉年金をうけている本人の所得が三二万円以上あれば支給されませんでした。これが三五万円以上になります。母子・準母子福祉年金をうけている本人や、これを扶養している人の所得は、扶養親族五人のときで百五万九千四百円から百四十三万九千円に引き上げられます。

身体障害者体育大会開かれる

去る八月二十二日、青森県、青森県身体障害者福祉連合会主催で第一回むつ下北地区身体障害者体育大会が、むつ運動公園陸上競技場で開催された。この大会は、昨今まで県下一斉に催されていたがことしから各ブロックにわかれて行なわれることになったもの。

この大会ではどの選手の顔も、からだも、生き生きとし、たのしさをかくしきれない姿でわれわれを感動させた。

佐井村からの参加選手の結果は次の通りです。

- 百メートル競走
- 三位 菊池好美
- 音響競走
- 二位 横浜勝雄

- さらに、戦死したことによって軍人・軍属の公務扶助料を支給されている人々には、福祉年金が一部とめられていましたが、一〇月からは、准士官以下のうち軍人およびこれに相当する旧軍属等には全額支給されることになりました。今度の改正で、これまで福祉年金がうけられなかった人でも、今年からはもらえるようになる人がかなりあると予想されます。くわしくは住民係にお尋ねください。
- 砲丸投
 - 一位 奥本俊典
 - 二位 内藤 栄、東出正義
 - 三位 大沼勝栄
- 槍正確投
 - 一位 内藤 栄
 - 二位 大沼勝栄
 - 三位 奥本俊典
- 立幅跳
 - 一位 東出正義
- 卓球
 - 一位 奥本俊典
- 玉入れ競技
 - 三位 菊池好美、東出正義
 - 奥本俊典、内藤 栄
 - 横浜勝雄、能登せつ子
 - 東出きみ子

台風に備えよう

例年、九月ごろになると日本に接近して上陸する台風が多くなり、台風が来襲すると、暴風、豪雨、高潮、高浪などによる河川のはらん、家屋の倒壊や流失、がけくずれなどの災害が発生し、これによつて毎年多くの尊い人命や財産を失なっている。このような災害をできるだけ最少限に防ぐため、みなさんのふだんからの台風に対する準備や注意を十分にして、襲来する台風に備えてください。

準備注意事項

- 1、ラジオ、テレビ、新聞などで気象情報や防災上の注意事項をよくきく。
- 2、停電に備えて懐中電灯、ローソク、トランジスタラジオなどを用意する。
- 3、安全な避難場所や道順を確認しておく。
- 4、家族の氏名、年齢、本籍、住所、血液型などを記入した氏名票を作っておく。
- 5、家や塀などの補修をし、溝や下水の流れをよくする。
- 6、窓や雨戸などは釘、かすがいなどで止めるか、板をあてるな

- 7、煙突、看板、塀なども風にとばされないよう、針金などで十分に補強しておく。
- 8、電気引込線がたるんでいたり、破損していると屋根や雨どいなどにふれ、漏電やスパークを起し火災になったり感電の危険があるので、前もつて電気会社に知らせ修理してもらおう。
- 9、プロパンガスのボンベは倒れたり、浸水のときに流れたりしないよう安全にとめておく。
- 10、石油類などの危険物の保管については十分注意し、強風や浸水にあつても容器や貯蔵所が破損しないよう安全について十分確かめる。

台風が近づいたとき

- 1、被害を受けるおそれのある地域に住んでいる人は、避難の準備として次のものを用意し非常袋などに入れておく。
 - (1) 食料二〜三食分と飲料水
 - (2) ロープや帯
 - (3) 着替えの下着など二〜二着分
 - (4) 医薬品
- 2、浸水のおそれのある地域は家財道具を台の上 階に移して

避難するときの注意

- 3、河川や海岸近くに住んでいる人は、川の水かさや高潮、波浪に注意する。
- 4、崖地の附近の人は、大雨が続くと地盤がゆるみ崖くずれの危険があるので、十分注意する。
- 5、強風下での火気の使用には十分な注意をせらう。
- 6、外出や旅行はできるだけ見合

国民健康保険税のしくみ

一、目的

この国民健康保険税は一つの目的税であり、国民健康保険事業を実施する村で皆さんに課税するものです。これは、相互扶助に基づいて、国保に加入している人達の疾病、負傷や出産または死亡に対して必要な給付を行なうことを目的としています。

二、納税義務者

- 1、火の始末や戸締りを確実にする。電気のメインスイッチを切り、ガスは元栓を止める。
- 2、家族そろつて消防、警察などの防災関係者の指示に従つて避難する。
- 3、老人、幼児、病人等のいる家庭では早めに避難する。
- 4、切れた電線やたれ下がった電線には絶対ふれないこと。
- 5、浸水地帯を避難するときには必ず長ぐつなどをはくこと。素足は禁物である。

四、課税額

国民健康保険の標準課税総額は、その年度の始めに見込んだ療養の給付とこの療養費の支給に要する事務的な費用の合計額から、療養の給付についての一部負担金(国保加入者が医療機関に支払う三割分)を控除した額の約六五%の額です。

(例) ことしの予算で見込んだ療養給付費が百万円、事務的な経費十万円、一部負担金の見込額二十万円とした場合次のような計算で課税総額を出します。

一〇〇万円 + 一〇万円 - 二〇万円 = 九〇万円 × 〇.六五 = 五八万五千円 (課税総額)

この五八万五千円分を国保税として国保加入者に課税されます。他の所得税と違い、いくら所得があつたらいくら課税するといふものではなく、全体でいくらか必要の見込だから、その必要分を加入者から徴収しようといふものです。

この課税総額は(一)所得割総額、(二)資産割総額、(三)被保険者均等割総額、(四)世帯別平等割総額から構成されるもので、それぞれ課税総額に対する割合は

所得割総額	四〇%
資産割総額	一〇%
被保険者均等割総額	三五%
世帯別平等割総額	一五%

国保税の納税義務者に対する課税額は、課税総額の区分に応じ、世帯主及びその世帯に属する国保の被保険者について算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額であり、その課税額が七万円を越えても七万円を限度としています。

1 このうちの所得割は、所得割総額を次の算式によつて算定した「あん分基礎となる額」にあん分して算定します。

一 (総所得金額、長期短期譲渡所得の金額、山林所得の金額の合計) + (青色事業専従者給与額又は事業専従者控除額) - 一 (割増給与所得控除額) + (基礎控除額) = Ⅱ あん分の基礎となる額

2 資産割額は、資産割総額を固

定資産税額のうち土地及び家屋にかかると部分の額にあん分して算定します。

3 被保険者均等割額は、均等割総額を被保険者の総数で除して算定します。

4 世帯別平等割額は、世帯別平等割総額を世帯数で除して算定します。

五、低所得者に対する国民健康保険税の減額

低所得者に対する国民健康保険税の減額は次の基準に従い、村の条例で定めるところにより、その納税者に対して課せられる被保険者均等割額及び世帯別平均割額を減額します。その減額は

1 国民健康保険の世帯主及びその世帯に属する被保険者について算定した総所得金額等が村民税の基礎控除額以下の世帯については、前年度分の被保険者均等割額及び世帯別平等割額（その額がその年度分の被保険者均等割額又は世帯別平等割額を越えるときは、その年度分の被保険者均等割額又は世帯別平等割額）の十分の六の額

2 総所得金額等が村民税の基礎控除額に被保険者（納税義務者を除く）一人について八万円を加算した金額以下の世帯については、前年度分の被保険者均等割及び世帯別平等割の十分の四の額

昭和46年度分の国保税の税率等の算出

区分	標準課税総額	所得割額	資産割額	被保険者均等割額	世帯平等割額
金	16,550千円	6,585千円	1,674千円	5,814千円	2,477千円
あん分率	(100%)	(39.79%)	(10.11%)	(35.13%)	(14.97%)
区分	所得割総額	資産割総額	被保険者数	世帯数	
金	263,392千円	1,924千円	3,703人	834世帯	
税	率 2.5%	87%	1,570円	2,970円	

低所得者に対する減額

その世帯の所得金額が14万円以下の場合

均等割 820円 (1,360 < 1,570 $1,360 \times \frac{6}{10} = 816$)

平等割 1,610円 (2,670 < 2,970 $2,670 \times \frac{6}{10} = 1,602$)

その世帯の所得金額が14万円をこえる場合

均等割 550円 (1,360 < 1,570 $1,360 \times \frac{4}{10} = 544$)

平等割 1,070円 (2,670 < 2,970 $2,670 \times \frac{4}{10} = 1,068$)

次に、ある世帯の国保税の計算をしてみます。

(Aの世帯人員3人、世帯主のみの総所得金額30万円、固定資産税2千円の場合)

30万円 - 基礎控除14万円 × 所得割の税率 $\frac{2.5}{100} = 4,000$ 円 (所得割)A

2,000円 × 資産割の税率 $\frac{87}{100} = 1,740$ 円 (資産割)B

3人 × 1,570 = 4,710円 (均等割)C

一世帯当たり 2,970円 (平等割)D

A + B + C + D = 13,420円この金額が国民健康保険税となりますが、減額の規定により、

(550円 × 3人) + 1,070円 = 2,720円の減額になり

13,420円 - 2,720円 = 10,700円が国保税となります。

このような計算によって国保税が決められますが、疑問な点やわからないことがあったら総務課に問いあわせてください。

苦しみをのりこえて

石 沢 裕 子

私たちが歩んでゆく人生には、のり越えてゆかなければならないさまざまな困難が待ちうけています。

なげだしたりした経験はだれでもがもっていると思います。

毎日生活にしてみても、勉強やスポーツなどについて考えてみて、どうしようか迷ったり、途中で

あけて根気よく最後までやりぬく積極性と強い意志をもって、困難

を克服 ゆかなければならないと思います。

私が中学校に入学して、今までもっとも苦しみ、そして強く頭の中に残っているできごとのおこったのは、今年の春のある日曜日のことでした。

私はブラスバンドの部長をしており、その日もみんなが音楽室に集まり、練習に入ろうとしたときトランペットがなくなっていることがわかりました。

部員みんなで音楽室はもちろん学校のすみからすみまで手わけしてさがしまわりましたが、どうしてもトランペットを見つけないことができませんでした。

楽器のなくなったことは学校全体の問題となり、生徒朝会で校長先生から「あやまちはだれにでもあるものだ。楽器をもつていった者はすぐもとの所にもどすように」と全校生徒に呼びかけ、朝会が終

つてから学級に入っても、担任の先生から「日曜日に音楽室に入った者はだれか。」とか「トランペットをもっている者を見た人があるか。」などいろいろ聞かれ「と

つた者を知っているなら、とつた人のことを話すことが本当の友情なのだ。」と言われましたが、だれもとつた人を知っている者はありませんでした。

私はブラスバンドの部長として楽器のとりあつかいが十分でな

ったため、トランペットをもちさられ、学校全体を暗いものにし、みんなに不愉快な思いをさせてしまったのです。

学校にいればもちろんのこと、家に帰り自分の机の前に入っても、楽器のことが頭からはなれません。ふとんの中に入っても

楽器のなくなる前のようすを思いだしてみたり、友だちから聞いた楽器の情報を考えたりしました。忘れもしません。昨年の九月十

四日、全国吹奏楽コンクール青森県大会に出場、優賞の栄冠は私ちの頭上に輝きました。手をとって感激にむせんだあの日。クラブの卒業生を送る会とき、卒業生たちがくりかえし、くりかえし語った「自分たちの手でこのプ

ラバンをつくってほしい。部員みんな仲よくし、来年の県大会のために一生懸命頑張ってほしい。」と。

先輩の残してくれた輝かしい伝統を、力のない無責任な部長である私が傷つけてしまったのです。このようなことが次から次へ私の頭を駆けめぐり、涙があふれ、とめることができませんでした。

しかし、学校全体の願いにもかかわらず、とうとう楽器は音楽室にもどってきませんでした。

このことが今までに私が経験した中で、最も苦しかったことの一つです。しかし、この場合は友だ



相談係を新設

苦情・相談はどしどし

ちやプラスバンドの部員の励ましにより、苦難を乗り越えることができました。それに、「楽器がなくなつたのは、私に耐える力を与えるための試練なのだ。」と考えこの事件をきっかけにますますまとまりのあるプラスバンドにするために努力しようと、かたく決意しました。

私たちが進む道には、苦しみのあついかばもあれば、だまつていても通れるたいらな道もあります。でも、そのたいらで花が咲いている道をとるためには、苦しみのとげだらけの道も通つていなければならぬのです。私たちはこのようにして生きて行くのです。

ある時は友のやさしい親切、暖かい援助も必要だと思えます。それによつて立ちなおる人もあるでしょう。しかし、結局はその人自身の心がまえにあると思えます。

私たちの生活の中には、楽しさよりも苦しみの方が多くあります。そして、私たちの多くの仲間が、苦しみを耐えしめるので目標にむかつて、雄々しく進んでいるのです。多くの私たちの仲間ができることを、できないはずはありません。私たちは踏まれても踏まれても、なおたくましく芽を吹き出す道草のように、強く生きてゆかなければならないと思います。

(これは児童、生徒のお話し大会で発表されたものです。)

村政の窓口

役場の仕事について要望したいことや、苦情などについて相談に應ずるため、九月一日付で相談係を設けました。役場職員のだれにでも良いし、直接の担当者でも良いのですが、民生課の受付に申し出てくださいと、早速話し合いに応じます。ご活用ください。

この担当者は、民生課長岩尾勝福社係長宮川忠です。

水道料を免除します

両佐井、原田(六、七月分)

簡易水道の故障で両佐井、原田のみなさんには大へんご不便をおかけしました。そこで、両佐井と原田地区の水道料を六月分と七月分の二カ月分は納めなくても良いことにしました。

すでに下信へ払い込みした家庭については、後の月へ振りむけますからご了承ください。

人事移動

(九月一日付)

総務課 樋口秀視(民生課)
会計係 岡本良夫(総務課)
運転手 川畑 清(採・用)
保育所用務員 碓谷とく(採用)
このほか、職員の職名もかわり今までの書記、書記補が主事、主事補になりました。

カッコ内は旧職種

戸籍の窓口

(九月一日現在)

お誕生おめでとう

伊藤 環(道子) 古佐井
奥本 太郎(道也) 大佐井
山路 公子(英夫) 古佐井
萬谷真紀子(清春) 原田

ご結婚おめでとう

若山 剣千 大佐井
若山 俊子 大佐井
小沢 昭利 古佐井
浅見 節子 大間町
岩泉 正二 大間町
瀬原 春子 大佐井

木部 定吉 原田
泉田 光子 江釣子村
藤原 春男 杵築市
今 信子 古佐井
能登 孝 古佐井
久保田和子 むつ市
阪東 利美 興部町
川岸 征子 古佐井
佐々木由勝 江別市
東出 節子 原田

ご逝去おくやみ申します

金丸 りゑ(克夫) 大佐井
川村 猛道(子之蔵) 糠森
川畑 むめ(徳次郎) 矢越
宮川時次郎(時三郎) 矢越

編集後記

立秋(八月八日)からもう一月過ぎました。暦のうえでは秋になつていても、すぐには秋らしい実感が湧いてこなかったのですが、台風二十三号が日本をいためつけ太平洋に去つてから、すっかり秋のけいを感じるようになりました。

出かせぎのみなさんいかがお過ごしですか。今が一番働きやすい季節ですね。でも、残す仕事はもう四ヶ月足らずになりました。この期間には事故をおこさず、十二月には元気な姿で帰村してください。

九月十五日は「敬老の日」です。この日に限つて老人向きのごちそうやサービスをするのは、かえつて水くさいのではないのでしょうか。この日を機会に、何か楽しみになる贈り物とか、作る喜びを持たせるものなど考えて選んでさしあげたいものです。

